

平成 28 年度 第 2 回政策討論会第三分科会要点記録

日 時	平成 28 年 8 月 16 日 (火) 午後 3 時～午後 3 時 37 分
場 所	第一委員会室
出席者	反甫 旭 (座長) 友永 修 (副座長) 井上 博 井舎 英生 柔原 佳一 岩崎 雅秋 米田 貴志 井上 源次

テーマ 災害時の議会对応と支援体制 (態勢) について

1. 今回は、他市の先進的な事例と本市の現状について、各議員より発言をいただく。
その中で、災害等における担当部局である消防と危機管理の話を伺いたいとの意見があり、次回 (第三回) にご出席いただく事に決定 (予定)
 2. 次回の日程は、9 月 21 日とする。
理事者にご出席いただき、行政側の意見を確認しながら議論を進める。
 3. 各議員からの発言・意見内容 (順不同)
- 本市の議会基本条例には 4 章、議会と行政の関係に以下のようにあるのみ。
大津市議会基本条例のように 2 章、議会と議員の活動原則にいれBCP (業務継続計画) をつくるのが望ましい。行政がつくる地域防災計画には議会は存在しないものと考えられる
- 第 9 条 議会は、緊急を要する事案等が発生した場合、市長等執行機関に対し文書質問を行うことができる。この場合において、市長等執行機関に文書により回答を求めるものとする。議会は、閉会中に緊急を要する事案が発生した場合、(大きな災害や事件等が発生したにもかかわらず議会が開会できない時) 議長から市長等の執行機関に対し文書で質問し、文書で回答を求めることができることを定めています。これは、あくまでも議会として行うもので、議員個人や会派に権利が与えられているものではありません。なお、市長等執行機関

とは、市長及び各行政委員会、監査委員を指します。

- 先進市の事例としては以前、議会運営員会で視察に訪れた市原市がそうである。市原市では議会で災害対策本部を立ち上げ、本部長は議長が努める。また各議員は議長に自身の安否を伝えたのち、地域の避難や救助活動等、共助活動に努めることになっている。

また、共助活動中に、地域の要望等があった場合は直接、市の対策本部に連絡を入れることはせず、議会対策本部の本部長（議長）に要望内容を報告する。そして議長は各議員からの要望内容等を把握し、適宜、市の対策本部に伝える事になっている。

また、それらを取りまとめた小冊子を各議員に配布されている。

これは、議員がいる地域で市民からの要望を最優先するのではなく、すべては市の設置する災害対策本部が全体を把握し判断する事を妨げないためである。この近隣では高石市も市原市と同様の要綱を定めている。

- 1. 他市の経験事例等を参考にして考えるのが良い。
 2. 市議会議員も職員と同様に対策本部の一員として組み込むことも考えられる。
 3. 危機管理部や消防本部に来て頂き、災害時の市の取組みを聞いてから考える。

- 1. 大災害発生時には議会事務局職員も災害時動員に組み込まれているはずである。

したがって、議長が議員を対象にした災害本部を設置するとなれば議会事務局職員を戻してもらわなければ議会の災害対策本部が機能しない。

2. 議員の対応の仕方をきっちりと位置付けるべきである。

（議員の対応について、条例の改正や災害対策計画にも盛り込むべきである。）

- 他市にならい、災害時、すぐさま災害対策連絡会議を議長が立ち上げる。現場での状況把握や被災者からの要望等を議員が確認。その後、余計な混乱を避けるためにできる限りの情報伝達、連携を強化する必要があると考える。

- 何点か先進事例を見ましたが、同志社大学の新川（にいかわ）教授が災害時における議会の役割について「議会が住民の救援や復旧で働くには、議会が情報提供できる体制を早くつくること、住民の要望を受けて議会内で整理し、

執行機関にきちんと伝えるしくみをつくることにかかっています。個々の議員でやろうとすると混乱のもとですが、議会で整理した情報を伝えれば災害対策本部も高い優先順位で対応せざるを得ません。」と話をされています。議員が各地域と災害対策本部との情報の受信・発信のつなぎ目になるように議長（議会事務局）に情報提供し必要に応じて要請することと共に地域が現在どうなっているのか。救援がどこまで来ているのか。そうした情報を的確に住民に伝えることが議員の役割になるケースも多々あります。避難所の運営でも同じように議員が情報を伝える役割が大きいです。

このことが議会でまとまったとして、議会基本条例に追加するのか、別建てで議員行動マニュアルを作成するのが問題と思います。

- これから議論していく上で、役所の求めていることと違ってはいけないので、一度、理事者を招聘して話を聞いたほうが良いと思います。また、今回のテーマである災害時の対応を考えるきっかけとなってほしいと思います。

- 岸和田市においては防災対策推進本部を設置し、地域防災計画、自然災害総合防災対策の検討など危機管理部に係る緊急対処事態対策本部に関することなど訓練を行っている。

二元代表制の一翼を担う議会の災害時の役割は、明確になっていなかった。行政との連携をもとに市議会においても災害対策の設置要綱の制定が必要ではないか。

地域の事情に詳しい議員の特性を踏まえ、対応できる部分があると思う。

理事者（危機管理部・消防本部）への確認項目

- ①災害発生から災害本部の立ち上げについて
- ②災害本部の体制（指揮命令系統など）について
- ③災害本部の役割・機能について
- ④行政が議員に求めること
- ⑤熊本での支援活動を通じて感じられた現場での課題など